

# 令和6年6月定例会 一般質問



6月定例会では、6月5日、6日の日程で一般質問が行われ、8人の議員が登壇。

行政課題への対応策や今後の計画、現在展開されている事業の内容についてなど、市政全般にわたり市としての考え方をただしました。

● 磯焼け対策と魚礁・漁場整備について  
山内 貴史（新時代）  
  


① 壱岐市では、磯焼けの主な原因は、植食性の魚類であるイズズミなどによる食害である可能性と断定。漁協を通じ、捕獲したイズズミ一匹当たりに補助金を出し、積極的な捕獲を行った。事業開始から4年間で、イズズミ駆除（約2万7千匹）により守られた海藻の量は約1200tと計算される。また、藻場増殖ブロックを活用し、海藻の生えている海域にブロックを投入、種子が付着した後そのブロックを引き上げ、磯焼けした海域へそのブロックを投入し磯場の再生を図る事業を施しているが、この2事業の所感を尋ねる。イスズミなどの駆除は磯焼け対策検討の上で、非常に参考になる事例だと認識。藻場増殖ブロックは、本市に母藻栽培施設がないため同様の取り組みは難しいが、県にも問い合わせ研究したい。

② 壱岐市は、4年間で約1億円の一財負担をしている。異常な投資に感じるが、それだけ水産業並びに漁労者へ対する思いがあるからだと感じる。ぜひこの事業を本市へ取り入れるべきと思うが、島内の全海域で行われていることが、島内副市長 壱岐市の磯焼け対策は、島内

の回復につながっている一因で、非常にいい取り組みと認識。市内漁協で構成する平戸市水産振興協議会などの意見を伺いながら検討したい。

③ 近年大型魚礁の設置や投石の事業では、県内他自治体周辺より明らかに整備箇所が少なく見える。魚礁に対する各漁協（漁労別）において、考え方にも違いがあるのも理解するが、毎年独自に漁協に対しアンケート調査を行うなどして、現況を県と共有をしていくべきでは。また、県予算もありながら、行える事業を行えないのは非常にもつたいない。県の魚礁マップを見ても、本市の共同漁業権内の周辺海域には、まだまだ漁場整備を開拓できる所が志々伎漁協管内を中心に他地域多く存在しているのは。水産振興協議会と協議しながら、もっと県と連携を行い、県予算を本市に持ってきてもらいたいと思うが意見を尋ねる。

④ 市内漁協からの具体的な要望が出た際には、県に対して積極的に要望していくたい。

副市長 農林水産部長 市内漁協に対して定期的にアンケートを行うなどして現況把握をし、県での事業実施の検討について働きかけていきたい。

## 決議 平戸市議会松本正治議長の不信任決議※1



平戸市議会松本正治議長に対する不信任決議（案）が、議員提出議案として提出され、質疑・討論（反対討論2件、賛成討論3件）を経て採決を行った結果、賛成多数で可決されました。

### 【決議文 要約】

6月7日に開かれた本会議における議員の発言（質疑）について、数回にわたり当該議員に対し会議後にこれを取り消すよう要求し、応じない場合は「会議録から削除」することを検討中であるとの告知を行った。

議長が発言を制止・取り消しできるのは、地方自治法第129条により、議場が混乱したとき（議場の秩序を乱す議員があるときなど）に限られる。また、会議規則により会議録に記載しないこととされている「議長が取り消しを命じた発言」とは、あくまでもこの地方自治法第129条の条文を前提としたものである。よって今回の議長の対応は、「法的に何の根拠もない圧力」に他ならず、地方自治法違反であることは明らかであり、その旨を当該議員から伝えたにも関わらず、議長は主張を取り消していない。

併せて、当該質疑に対し答弁した副市長にも、議長から発言取り消しの打診を行っていることは健全な民主的議論の場である議会の根幹を揺るがす大問題であり、このような運用を私たちには許すわけにはいかない。

間違った法律解釈によって、議長は著しく公平・公正を欠いた「非民主主義的」な議会運営を行っていると言える。このようなことから私たちは、松本正治議長に今後の議会運営をゆだねることができない。

公平・公正で、誠意ある本市議会運営がまちづくりの基盤となり、本市が自由闊達な議論をベースに発展することを心から願うものである。私たちは議員としての信念に基づき、苦渋の決断の上、ここに、松本正治議長に対する不信任決議を提出する。

※1 この決議は議会としての意思表示を行う行為であり、議決された内容に法的拘束力はありません。

## 意見書 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 可決



### 【意見書 要約】

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

国会および政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣